

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和2年5月21日 21時20分ごろ
発生場所	愛知県南知多町内海港南方沖 内海港第4号防波堤灯台から真方位191°4.2海里付近 （概位 北緯34°40.1′ 東経136°50.5′）
事故の概要	貨物船 ^{めいせい} 明晴丸は、航行中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年7月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 明晴丸、499トン 141609、宮本海運有限会社（船舶所有者）、明港汽船株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船橋外板に擦過傷 灯浮標 曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が単独で、伊勢湾第4号灯浮標（以下「本件ブイ」という。）を左舷方に見る進路で南東進中、船首方約300mに操業中の数隻の底引き網漁船を認め、同漁船群が本件ブイに接近していたので、本件ブイと同漁船群との間の通過を止め、本件ブイを右舷方に見て通過しようと左舵一杯としたところ、本件ブイに衝突した。 船長は、本件ブイの左舷である東方には通航船がいなかったため、本船の旋回径を考慮して早めに左転するべきであったと本事故後に思った。
分析	本船は、本件ブイを左舷方に見て南東進中、船長が、船首方約300mに本件ブイに接近している数隻の底引き網漁船に気付いた際、慌てて本件ブイを右舷方に見て通過しようと左転したことから、本船の旋回径の距離では回り切れず、本件ブイに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、夜間、本件ブイを左舷方に見て南東進中、船長が、本件ブイに接近している数隻の底引き網漁船に気付いた際、慌てて本件ブイを右舷方に見て通過しようと左転したため、本船の旋回径の距離では回り切れず、本件ブイに衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 灯浮標や他船を認めた際、早期に避航措置を採り、十分な距離を確保して航行すること。